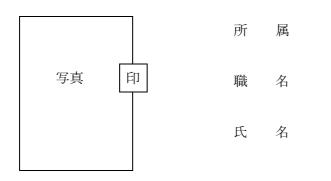
第 号

## 身分証明書



上記の者は、宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公 共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例第12条第1項の規定による立入検査及 び同条例第16条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明す る。

年 月 日発行

宇部市長

印

## 裏 面

## 宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに 公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例 (抜粋)

(立入調査)

- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。
- (1) 第7条の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に空き缶等のポイ捨てをした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄した者

宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例施行規則(抜粋)

(身分証明書)

第4条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。 (過料)

- 第8条 条例第16条の規定により科する過料の額は、1,000円とする。
- 2 市長は、条例第16条の過料の処分をしようとするときは、当該過料の処分を受けるべき者に対し、 あらかじめ告知書(様式第7号)によりその旨を告知し、及び弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 市長は、前項の過料の処分をするときは、当該過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(様式 第8号)により通知するものとする。
- 4 前2項の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、第4条の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。